

○薬剤師の名簿訂正申請手続について

<p>手続概要</p>	<p>薬剤師名簿登録事項(本籍地都道府県(日本国籍を有しない者は国籍)、氏名、性別)に変更があった場合に行う手続きです。 変更が生じた日の翌日から、30日以内に申請する必要があります。</p>
<p>根拠法令</p>	<p>薬剤師法施行令第5条、薬剤師法施行規則第3条</p>
<p>申請方法</p>	<p><b>【提出先】</b> 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。 <b>【受付時間】</b> 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
<p>その他</p>	<p><b>【手続対象者】</b> 薬剤師登録事項(本籍地都道府県(日本国籍を有しない者は国籍)、氏名、性別)が変更になった薬剤師 <b>【手数料(説明)】</b> 登録免許税(収入印紙)は1,000円です。 <b>【相談窓口】</b> 保健所、都道府県薬務主管部局、厚生労働省医薬局総務課試験免許係 <b>【添付書類】</b> ○戸籍謄本又は抄本     ※発行された日の翌日から6ヶ月以内のもの ○日本国籍を有していない者     ・特別永住者・中長期在留者         住民票又は住民票記載事項証明書(※1)         ※発行された日の翌日から6ヶ月以内のもの         ※住民票を添付する場合は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの     ・短期在留者         旅券その他の身分を証する書類の写し(※2)         申請の事由を証する書類(※3) ○変更が生じた日の翌日から30日以上経過している場合は、遅延理由書(任意様式)</p>

(※1)

薬剤師名簿登録事項(国籍、氏名、生年月日、性別)が記載されていること。

(※2)

**【旅券】**

- ・薬剤師名簿の登録事項が記載されていること。
- ・都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。(申請者が作成のもので可)

**【その他の身分を証する書類】**

- ・当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。
- ・具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書など。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)

(※3)

**【申請の事由を証する書類】**

- ・公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項(氏名、国籍等)の変更前の内容が記載されているもの。
- ・具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の該当国の公的機関が発行した他の書類で変更前の内容が確認できるもの。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すること。(原本照合可)
- ・変更の履歴が記載されている住民票の写し又は住民票記載事項証明書(薬剤師名簿の登録事項が記載されているもの)が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなす事が可能。